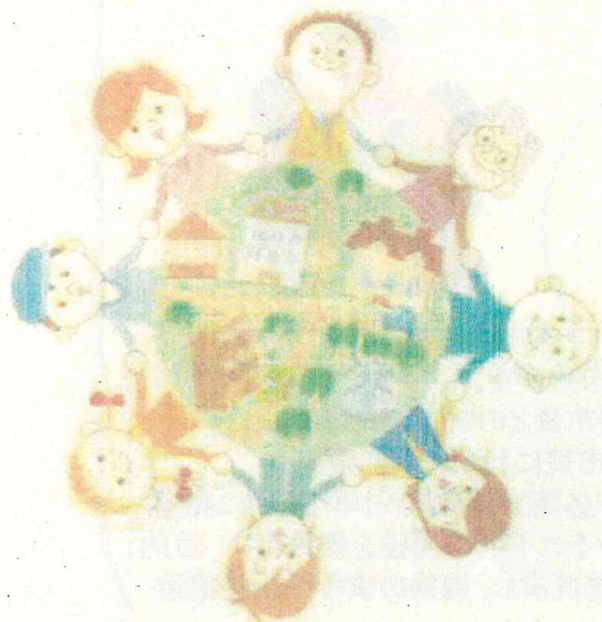


オールやいづの まちづくり

(焼津市自治基本条例)

みんなが主役!



問合せ先

焼津市 市民部 市民協働課

TEL: 054-626-1178

E-mail: kyodo@city.yaizu.lg.jp



ホームページ <http://www.city.yaizu.lg.jp/>

具体的にはこんなこと



ご近所で

- ・あいさつを交わす
- ・地域の活動に参加する
- ・高齢者や子どもの見守り



なかまと

- ・ボランティア活動
- ・市民活動
- ・公民館の講座などの文化活動



市役所と

- ・選挙で投票する
- ・市のアンケートに答える
- ・審議会等の委員に応募する
- ・公共施設に行ってみる



みんな

- ・まちのイベントに行ってみる
- ・まちのイベント運営に関わってみる
- ・防災訓練に参加する
- ・まちづくり市民集会に参加する



まちが元気になるように、
積極的に参加して、
まちを盛り上げましょう!

焼津市自治基本条例は

平成26年10月1日に施行され

参考4

市民主体の「焼津市自治基本条例を考える市民会議」が、およそ2年の歳月をかけて条例案を検討。この間に、市民との意見交換を重ね、市民の思いを盛り込んだ条例の骨子案を作成しました。この骨子案をもとに行政が条例案を作成して議会に提案し、平成26年2月議会で全会一致で可決されました。

今、どうして必要なの？

〈現代社会が抱える問題〉

- ・少子高齢化、社会保障費の増大、
情報化社会の弊害
- ・地域コミュニティの希薄化
- ・国、県、市も財政難

だけど、市民のニーズは多様化・複雑化



従来のやり方ではうまくいかない…
市役所だけでもできない…

オールやいづで課題解決!

焼津市自治基本条例は、

市民・議会・行政が、力を合わせて



まちづくりに取り組むための



みんなが守る約束事です



オールカンプで
やらざあ



市民

みんながいつまでも
住み続けたいまち

〈まちづくり活動〉

- ◆自分事として、さまざまな活動に参加
- ◆広報紙やインターネットなどでの情報収集
- ◆まちづくりに関する情報発信

〈地域の課題解決〉

- ◆市の説明会に参加
- ◆地域住民での十分な話し合い

〈災害に強い地域づくり〉

- ◆自然災害の発生に備え、常に防災に関心を持つ

議会



〈市民の声を市政に反映〉

- ◆開かれた議会運営
- ◆条例の制定、行政運営の監視、政策の立案
- ◆市民の意志を政策に反映

行政



〈市民が参加しやすい環境づくり〉

- ◆市民との対話を大切にし、市民にわかりやすく説明
- ◆必要な情報をより早く適切に発信
- ◆それぞれの特性を認め合い、目的を共有し、協働のまちづくりを推進

未来を担う子どもたちが健やかに成長できるまち
誰もが安心して幸せに暮らし続けることができるまち

市民に愛されるまち

まちづくりにはみんなの力が必要です!